

# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	吹田市南吹田二丁目42番7の一部外 (主要地方道大阪高槻京都線 新大吹橋下)	交通 機関	JRおおさか東線 南吹田駅 南約200m	最低 占用料 (年額)	365,040円/年	占用期間	5年
2								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			269 m <sup>2</sup>				
接面道路 の状況	北側：主要地方道大阪高槻京都線側道・幅員約7.0m・舗装有・高低差無							
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域					
		地域地区	準防火地域・25m第四種高度地区					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
	その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法(主要地方道大阪高槻京都線区域内)</li> <li>・河川法(一級河川神崎川河川保全区域内)</li> <li>・消防法</li> </ul>						
その他条件	・火気厳禁							
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1258				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社ガス導管ダイヤル 0120-544-209					
	有	無						
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部 管路保全室 管理担当 06-6384-2068					
	有	無						
					<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準：高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。プレハブ等の簡易構造物の設置や第三者への転賃・譲渡はできません。</p> <p>2 占用期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)</p> <p>4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水柵等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 管路保全室 電話 06-6384-2068</p> <p>5 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p>			

## 特記事項

- 6 対象地は、一級河川神崎川の河川保全区域に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大阪府西大阪治水事務所と協議してください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府西大阪治水事務所 維持管理課 河川管理グループ 電話06-6541-7773
- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。  
また、前回の橋梁点検は令和7年度に実施しており、次回の定期点検は令和12年度に実施予定です。  
(お問い合わせ先)  
大阪府茨木土木事務所 維持保全課 電話 072-627-1121(代)
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で令和9年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和9年4月1日からの予定となります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。協議の結果により占有開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 13 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第2号)

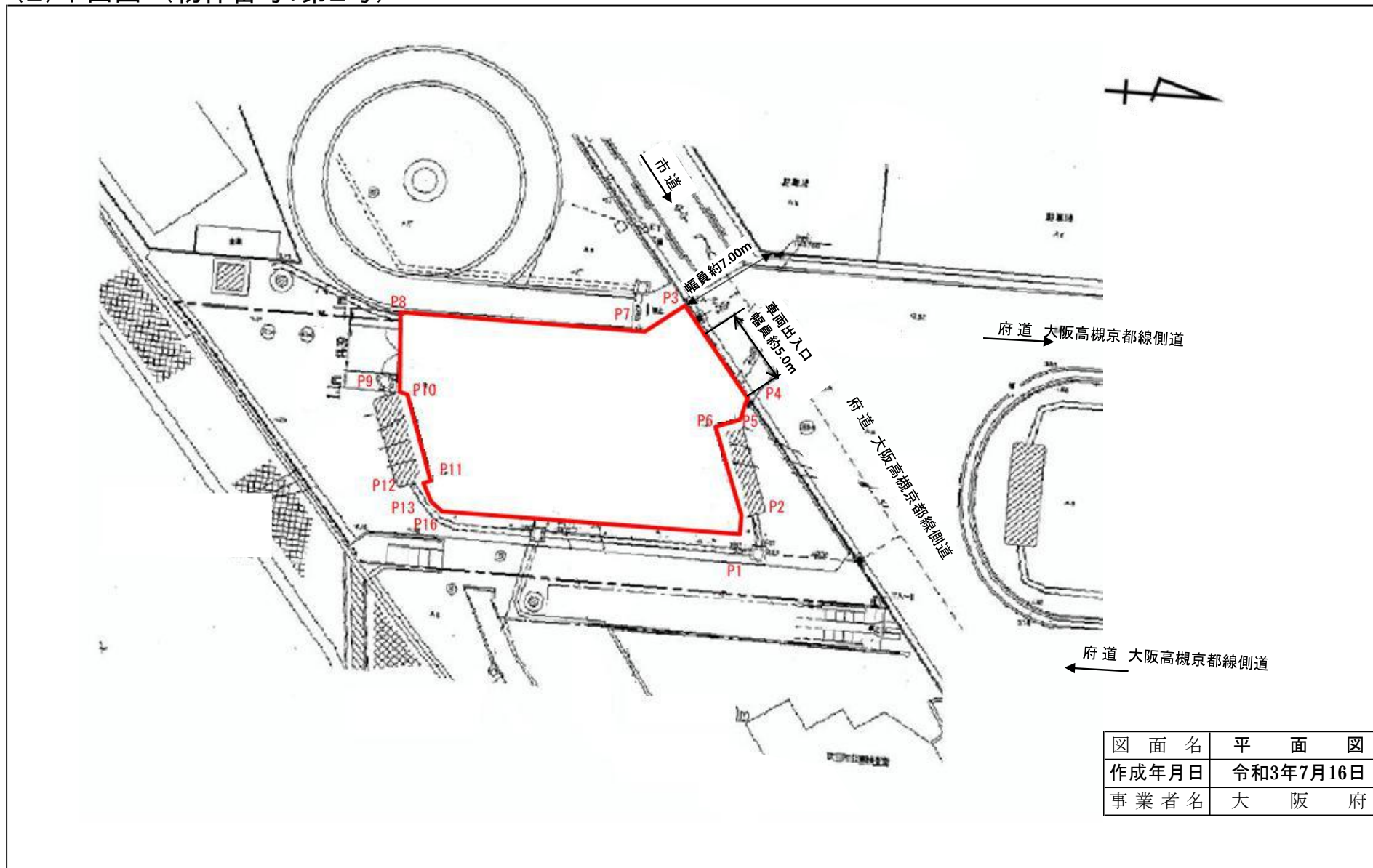


出典:国土地理院ウェブサイト

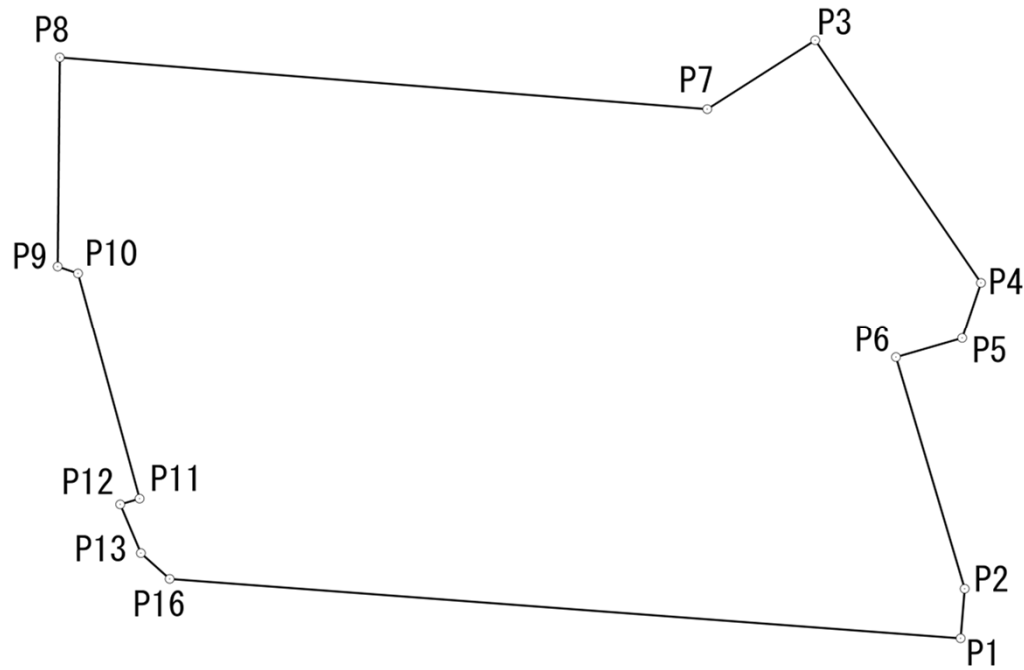


出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図 (物件番号: 第2号)



(3) 丈量図 (物件番号: 第2号)



測点名	X座標	Y座標	$(X(n+1)-X(n-1)) * Y_n$	辺長
P1	115.696	102.948	-2005.015248	1.24
P2	115.596	104.184	165.027456	6.01
P6	117.280	109.963	6.817706	1.69
P5	115.658	110.440	-230.046520	1.47
P4	115.197	111.836	402.609600	7.28
P3	119.258	117.888	790.439040	3.15
P7	121.902	116.170	2149.958190	15.91
P8	137.765	117.459	1869.007608	5.21
P9	137.814	112.243	-50.284864	0.52
P10	137.317	112.072	-224.816432	5.83
P11	135.808	106.431	-110.156085	0.49
P12	136.282	106.287	-3.401184	1.31
P13	135.776	105.073	-127.138330	0.95
P16	135.072	104.429	-2096.934320	19.43
倍面積			536.066617	
面積			268.0333085	
地積			268.03m <sup>2</sup>	

占用面積: 269m<sup>2</sup>  
(小数点切り上げ)

図面名	平面図
作成年月日	令和3年7月16日
事業者名	大阪府